

## 法曹養成のための法科大学院の教育と司法試験等との有機的連携の確保等に関する法律（仮称）について（骨子）（案）

以下は、法律の骨子の案であり、今後、法制的及び技術的な観点からの検討を更に加えることとする。

### 1 目的

この法律は、法曹養成の基本理念、法曹養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との有機的連携の確保に関する事項等の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的とするものとする。

### 2 基本理念

国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、法曹養成は、国の機関、大学その他の法曹養成に係る機関の密接な連携の下に、法曹養成のための中核的な教育機関としての法科大学院において、各法科大学院の創意をもって、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施した上で、厳格な成績評価及び修了の認定を行うとともに、このような法科大学院における教育との有機的連携を確保した司法

試験及び司法修習を実施することを基本として行われるものとする。

### **3 国の責務**

国は、法曹養成の基本理念（上記2の基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との有機的連携を図る責務を有するものとする。

国は、法曹養成が国の機関、大学その他の法曹養成に係る機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。

国は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。

国は、法科大学院における教育に関する施策を策定・実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならないものとする。

〔 財政的措置に関する規定（検討中） 〕

### **4 大学の責務**

大学は、法曹養成の基本理念にのっとり、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

### **5 法科大学院の適格認定等**

文部科学大臣は、法科大学院についての評価を行う者に係る認証の基準を定めるときは、その者の定める評価基準であって法科大学院に係るもの（以下「法科大学院評価基準」という。）の内

容が法曹養成の基本理念を踏まえたものとなるよう意を用いなければならぬものとする。

文部科学大臣の認証を受けた評価機関(以下「認証評価機関」という。)が行う法科大学院についての評価においては、法科大学院の教育研究活動等の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならないものとする。

大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動等の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(以下「適格認定」という。)を受けよう、その教育研究水準の向上等に努めなければならないものとする。

文部科学大臣は、法科大学院について評価を行った認証評価機関からその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動等の状況について適格認定を受けられなかったときは、大学に対し、報告又は資料の提出を求めるものとする。

## 6 法務大臣と文部科学大臣との関係

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならないものとする。

文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとし、この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができるものとする。

- ・法科大学院に係る設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。
- ・法科大学院についての評価を行う者に係る認証の基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。
- ・法科大学院についての評価を行う者を認証し、又はその認証

を取り消そうとするとき。

法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院について、学校教育法に規定する報告若しくは資料の提出、又は同法に規定する改善勧告その他の必要な措置を講ずることを求めることができるものとする。

文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができるものとする。

## **7 いわゆる見直し条項（附則関係）**

この法律の施行後十年を経過した場合において、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習の実施状況等を勘案し、法曹養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。